

事務連絡
令和元年5月16日

各共済事業実施消費生活協同組合
代表理事殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会作成の「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」等の一部改定について（情報提供）

平素から、消費生活協同組合の健全運営に、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

共済事業を行う消費生活協同組合においては、共済事業の継続的かつ安定的な運営を図ることにより、契約者保護が求められています。また、消費生活協同組合法（以下、「法」といいます。）により、一定の要件に該当する場合を除き、共済計理人の選任が義務付けられており、共済計理人は共済の数理に関する事項の確認を行うこととされております。

このような観点から、一般社団法人日本共済協会の会員で構成する「生活協同組合委員会」により、法第50条の12に規定された確認を行うための実務的な指針として自主的に「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」が作成されているところです。

この度、上記の「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」及び「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書の一部改定が行われ、合わせて「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」が整備された旨の通知が厚生労働省より届きましたので、参考までに情報提供いたします。

送付資料

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」新旧対照表
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」

送付資料の内容に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

<連絡先> 〒160-0008

東京都新宿区三栄町23-1 ライラック三栄ビル1F

一般社団法人 日本共済協会 企画部

TEL 03-5368-5753

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課

生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580 (at) section.metro.tokyo.jp